

参考 1

国土審議会豪雪地帯対策分科会関係法令

国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

　　国土審議会

　　（以下略）

2 略

（特別委員）

第十条 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国會議員、当該特別の事項に関する地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3～4 略

国土審議会令（平成12年政令第298号）（抄）

（専門委員）

- 第一条 國土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことが出来る。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

- 第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
(略)	(略)
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決と/orすることができる。

（部会）

- 第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる

きる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）（抄）

（国土審議会）

第五条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項
 - 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
 - 三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項
 - 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
 - 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項
- 2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又これらの大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

国土審議会運営規則（平成17年12月16日国土審議会決定）

（趣旨）

第1条 國土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、國土交通省設置法（平成11年法律第100号）及び國土審議会令（平成12年政令第298号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第2条 審議会の會議は、会長（会長が選任されるまでは、國土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に關係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、會議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない理由により審議会の會議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に關係のある特別委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（會議の議事）

第4条 会長は、審議会の會議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の會議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第5条 会议又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会议及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会议、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会议、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第6条 会長は、審議会の議決に關し、必要があると認めるときは、関係する

分科会（第7条第1項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聞くものとする。

（分科会）

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

（部会）

第8条 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成13年3月15日国土審議会決定）

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則（平成17年12月16日国土審議会決定）

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成17年政令第375号）の施行の日から施行する。

国土審議会豪雪地帯対策分科会運営規則

(平成13年11月28日第1回豪雪地帯対策分科会決定)

(招集)

- 第1条 国土審議会豪雪地帯対策分科会（以下「分科会」という。）の会議は、分科会長（分科会長が選任されるまでは、国土審議会会長）が招集する。
- 2 前項の場合においては、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

- 第2条 分科会長は、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

- 第3条 分科会長は、分科会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 分科会長は、分科会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

- 第4条 会議又は議事録は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(委員等以外の者の出席)

- 第5条 分科会長は、調査審議上必要があると認めるときは、委員等以外の者に分科会の会議に出席し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第6条 分科会長は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 部会長は、部会の行った調査審議の経過概要及びその結果を分科会に報告しなければならない。
- 3 第1条から第4条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合におい

て、第1条第1項中「分科会長」とあるのは「部会長（部会長が選任されるまでの間は、分科会長）」と、第2条及び第3条中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ分科会長又は部会が定める。

附 則

この規則は、平成13年11月28日から施行する。